

かわさきナイトマーケット推進事業企画提案実施要領

1 目的

本市では、訪日外国人観光客の誘客施策として、時間を価値に変えるナイトタイムエコノミーの推進に取り組んでいるが、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日外国人観光客や市民の楽しむ機会が減少しており、川崎での観光を持続可能なものとして発展させていくために、将来を見据えた取組が必要となっている。

本事業は「安全安心」な観光施策の推進による新たな楽しむ機会の創出と経済活動の喚起を目指し、夜間の時間帯に川崎駅周辺の広範囲に及ぶイベントを開催して、多くの来訪者を呼び込むと共に、将来的な訪日外国人観光客の誘客への下地作りとして、市民や近隣都市の方々を対象としたマイクロツーリズムを振興するため、川崎駅周辺エリアで、ナイトマーケットを開催し、参加者の市内消費を地域に結び付けるものである。

なお、将来的には出店料収入等により、収益事業化・自立化させ、地域が主体となる民間事業者等による地域経済の活性化に向けた取り組みを目指す。

2 公募の内容

(1) 業務の名称

かわさきナイトマーケット推進事業

(2) 業務の内容

I ナイトマーケットの開催

II 円滑な実施体制の確保

III 広報関連業務

IV 収益計画の提案

V その他の業務

※業務の詳細は別紙仕様書を参照。

(3) 委託期間

契約日から令和5年3月17日(金)まで

(4) 概算金額

10,000,000円以内(消費税及び地方消費税含む)

(5) 選考方法

企画提案方式による提案審査とする。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類と企画提案についての審査を行い、採択する企画を決定する。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となる。

(6) 参加意向申出書・企画提案書類の受付期間

参加意向申出書受付:令和4年4月28日(木)～5月11日(水)

企画提案書受付 :令和4年5月20日(金)

3 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 上記の「2(2)業務の内容」と類似した取組の実績とノウハウがある者又は実績とノウハウがある者を業務実施体制に組み込める者
- (2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「その他」、種目を「イベント」で登録申請している者

※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱うものとする。

- (3) 法人格を有する者
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (9) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

4 スケジュール(予定)

- (1) 公募要領の公表
令和4年4月28日(木)
- (2) 参加意向申出書の受付
令和4年5月11日(水)まで
- (3) 参加資格要件の確認通知
令和4年5月12日(木)
- (4) 企画提案に関する質問書の受付
令和4年5月12日(木)まで
- (5) 質問書に対する回答
令和4年5月13日(金)まで
- (6) 応募書類・企画提案書の受付
令和4年5月20日(金)まで
- (7) 企画提案審査会
令和4年5月26日(木)
- (8) 審査結果発表及び通知
令和4年5月27日(金)
- (9) 契約
令和4年5月31日(火)

5 担当部局

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部観光プロモーション推進担当
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階
電話(直通):044-200-0509 FAX:044-200-3920
メールアドレス:28kankou@city.kawasaki.jp

6 委託業務の内容

業務の詳細は仕様書を参照のこと。

7 企画提案に求める内容

(1) ナイトマーケットの開催内容

- ア 市内飲食店や宿泊施設等の利用促進につながる取組にすること。
- イ 地域と連携し、新しい生活様式に応じた川崎の新たな楽しみの場を提供し、演出すること。
- ウ 実施時期、場所、時間帯の提案をすること
- エ ナイトマーケットの集客促進及び収益向上に繋がるような特別企画を提案すること。尚、特別企画については本事業の委託費での対応に留まらず、他の外部イベント等と連携した形での提案も認めるものとする。
- オ ナイトマーケットが「安全安心」に開催出来る新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を提案すること。

(2) 実施体制

実現可能性が高く、円滑に事業が実施できる体制を提案すること。特に、将来的に地域主体の持続的な取り組みへつながるよう、開催エリアにおいて、個店や商店街、民間事業者等の様々な団体・個人等で構成される実行委員会等を設けるなど、実行可能な運営手法・体制を提案すること。

また安全対策を備えた上、緊急災害時における連絡・対応体制等を本市と協議の上構築し、体制図として盛り込むこと。

(3) 事業効果の波及手法

開催期間内に周辺商店街等との連携を進め、より広域的に事業効果が波及するような仕組みを提案すること。同時期に川崎駅周辺エリアにて他の屋外イベント等の開催が予定されていた場合、本事業との共同告知や相互連携等を進め、一体感を出せるよう調整すること。

(4) 広報戦略

十分な集客を得るための広報戦略を提案すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、来場者数に上限を設けること。

(5) 収益計画の提案

事業目的の通り、本事業は受託者による自主運営の成立を目指すものであるため、3か年に渡る事業収益計画を立案すること(ただし、翌年度以降の事業実施を確約するものではない)。なお、その際に出店者からの出店料や来場者から入場料を徴収する等の実費相当の収入施策を検討すること。総事業費は市からの委託料に加え、上記の収入施策を見込んだ上で試算すること。

(6) 過去の同様の業務に関する実績

過去の同様の業務について概要を説明するとともに、代表的な実績、特に市内での類似イベント等の実績については詳細に説明をすること。

8 企画提案の流れ

(1) 参加意向申出書の提出

- ア 提出期限:令和4年5月11日(水)まで
- イ 受付場所:5の担当部局と同じ
- ウ 提出書類
 - (ア) 参加意向申出書(別添様式1)
 - (イ) 本実施要領「**3 参加者の資格要件**」についての説明資料(様式は任意)
- エ 提出方法
 - 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)により提出する。持参の場合は事前に電話にて連絡をすること。提出期限最終日の午後5時までに必着のこと。

オ 参加資格確認の結果通知

(ア) 令和4年5月12日(木)

(イ) 参加意向申出書の提出期間終了後、参加者が参加資格を満たす者であるかを確認し、その結果を電子メールで通知する。

(ウ) 参加資格なしとの通知を受けた者は、書面によりその理由に対する説明を求めることができる。ただし、その期間は令和4年5月17日(火)までとする。

(2) 質問書の受付

ア 受付場所 5の担当部局と同じ。

イ 受付期間 令和4年5月12日(木)午後5時までに必着のこと。

ウ 質問方法

(ア) 質問書は、電子メールにより送信する。

(イ) 電子メールによる質問以外には、回答しないものとする。

エ 回答方法

受付期間に寄せられた質問及びそれに対する回答については、令和4年5月13日(金)までに応募者全員に対して電子メールにて送信する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書 7部

(イ) 見積書 1部

(ウ) 見積書の写し 7部

(エ) 業務実施体制・主な事業実績(別添様式2) 7部

(オ) 会社概要(パンフレット等) 7部

イ 企画提案書の様式等

(ア) 企画提案書の様式は任意とするが、提案書についてはA4版で20ページ以内とする(表紙及び裏表紙を除く)。

(イ) 提案以外の内容は記述しないこと。

ウ 見積書作成上の注意

見積書には、人件費については業務内容ごとの工数、直接経費については費目ごとの金額を示し、その積算根拠についても記載すること。

エ 業務実施体制・主な事業実績について

(ア) 別添様式2に会社概要、業務実施体制及び同種・類似の業務実績を記載すること。なお、複数事業者で連携して事業を実施する場合は、代表会社について記入し、「本事業実施部門業務内容」の欄に協力会社名及び役割分担を記入すること。

(イ) 職員数については、正社員及びそれに準ずる社員数を記載すること。

(ウ) 同種の業務実績を川崎市、他の官公庁、民間等を含めて記載すること。

オ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)により提出する。持参の場合は事前に電話にて連絡をすること。受付日の午後5時までに必着のこと。

カ 受付場所 5の担当部局と同じ

キ 受付日 令和4年5月20日(金)

持参による提出は、受付日の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とする。郵送による提出については、受付日以前に到着した場合でも受付を行う。

ク 企画提案書等の取扱い

(ア) 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。

- (イ) 受付後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とする。
- (ウ) 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるがどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重するが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限らない。
- (エ) 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には補足資料を求めることがある。

9 選定方法

企画提案の内容や実績等について総合的な判断を行った上で採択する受託予定者を決定する。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となる。

(1) 企画提案選定委員会の設置

ア 川崎市経済労働局内に企画提案選定委員会を設け、企画提案書の内容審査を行う。参加者の中から最も高い総合得点を獲得した業者を受託予定者、次点の業者を次点者として選定する。なお、採点の結果、最も高い総合得点を獲得した業者が複数の場合(同点の場合)は、次の順で業者を選定するものとする。

- ① 評価項目の「ウ 事業実施体制」が最も高い点数の業者を選定
- ② 見積書の総額が最も安い業者を選定

イ 最高得点の6割を基準点とし、総合得点が基準点を越えた業者のみ適正と判断する。

ウ 会議の公開

企画提案選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例(平成11年3月19日条例第2号)第5条第3号の規定に基づき非公開とする。

(2) 企画提案審査会(ヒアリング)の実施

提案事業者は、事前に提出した提案書類に基づき、提案説明20分、質疑応答5分程度で提案説明を行う。提案事業者数により、提案説明時間等を変更する場合がある。提案説明の順番は、参加意向申出書の提出順とする。提案会当日の新たな資料追加は不可とする。

ア 開催日 令和4年5月26日(木)(予定)

イ 開催場所 川崎市産業振興会館会議室(川崎市幸区堀川町66番地20)

(3) 選定基準

	評価項目	評価の着眼点
ア	企画提案の視点・内容	・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか
イ	提案内容の工夫	・特別企画を含め、提案者の強みを生かした工夫(独創性)がみられるか ・提案者の実績を生かした提案がなされているか
ウ	事業実施体制	・地域と連携し、将来的に地域主体となる実施体制を構築しているか ・事業実施に必要な専門知識を有しているか
エ	取組意欲・積極性	・積極性があり、前向きな提案がなされているか
オ	提案内容の実行可能性	・十分に実行が可能な方法となっているか ・適切なスケジュールとなっているか
カ	経済性・効率性	・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか ・提案内容に無駄がないか

10 結果通知

- (1) 結果通知 令和4年5月27日(金)(予定)
- (2) 通知方法等
 - ア 審査結果は、電子メールにより全ての参加者に通知する。
 - イ 非選定の通知を受けた提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日等を除く)以内に書面により、説明を求めることができるものとする。(電話又は口頭による質問は不可とする。)

11 業務の委託

- (1) 選定委員会により選定された受託予定者と仕様や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとする。
- (2) 契約にあたっては、企画提案書に記載の内容は尊重するが、全ての提案内容が反映されるとは限らないことに留意すること。
- (3) 受託予定者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。
- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成する。

12 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合。
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合。
- (3) 企画提案書の提出後に、「**3 参加者の資格要件**」に定める要件を満たさなくなった場合。
- (4) 他の参加者の協力者となった場合。
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合。

13 その他留意事項

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。